# 指定短期入所生活介護事業【ユニット型】

# 指導検査基準

— 令和7年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

### 指導検査基準(指定短期入所生活介護事業【ユニット型】)※ユニット型以外の単独型、空床利用及び併設事業所を除く。

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	1 基本方針     ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第169 条	・運営規程・パンフレット等
第2 人員に関する基準	護事業の提供に当たる次に掲げる従業者区分に応じた員数を置いているか。 ① 医師 1人以上 ② 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 ④ 栄養士又は管理栄養士 1人以上	法第74条第1項 施行要領第3の8の 4(1) 都条例第111号第147 条第1項 都規則第141号第31 条第1項 施行要領第3の8の1 の(5)	<ul> <li>・勤務実績表/タイムカード</li> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・従業員の資格証</li> <li>・業務日誌</li> <li>・利用者数が分かる書類等</li> </ul>

処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないこ とができる。 ⑤ 機能訓練指導員 1人以上 ⑥ 調理員その他の従業者 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の実情に応じ た適当数 都規則第141号第31 (2) (1) の利用者数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定して 条第3項 いるか。 (3) ① (1)②の生活相談員のうち1人、また、(1)③の介護職員 | 都規則第141号第31 又は看護職員のうち1人は常勤となっているか。 条第5項 ② 生活相談員については、東京都特別養護老人ホームの設備 | 施行要領第3の8の 及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第401の(2) 号)第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。 (4) (1)(3)の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の | 都規則第141号第31 条第6項 状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問 看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確保して いるか。 (5) (1)⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の「都規則第141号第31 減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下 条第7項 の資格を有する者となっているか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通し施行要領第3の8の じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介 1の(4) 護職員が兼務して行っても差し支えない。 なお、機能訓練指導員は、当該ユニット型指定短期入所介護 都規則第141号第31 事業所の他の職務に従事することができる。 条第8項 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 工 看護職員 才 柔道整復師

カ あん摩マッサージ指圧師

	キ はり師又はきゅう師(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)		
	※ なお、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、都条例第112号第129条第1項に規定する基準を満たすことをもって、(1)~(5)に規定する基準を満たすものとみなす。		
	2 管理者 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。 (2) (1)の管理者は、専ら当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	都条例第111号第148 条第1項 都条例第111号第148 条第2項	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカー ド ・勤務表
第3 設備に関する基準	1 利用定員等 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用定員等は、20人 以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室 を設けているか。 ※ ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定 介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防 短期入所生活介護の事業とコニット型指定介護予防 短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営される場合は、都条例第112号第131条第1項に規定する利 用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関す		・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)

る基準を満たすものとみなす。 2 設備及び備品等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常 法第74条第2項 平面図 生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2 都条例第111号第170 ・設備・備品台帳等 条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 条第1項 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、 都規則第141号第38 浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地階のいずれにも設け 条第1項 ていない建物及び都規則第141号第38条第1項の第2号に定め 施行要領第3の8の2 る要件を満たす建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3  $\mathcal{O}(2)$ に規定する準耐火建築物とすることができる。 (2) (1) の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関 都条例第111号第170 し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①~③のいずれか 条第2項 の要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されて いると認めたユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の 場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の 都規則第141号第38 材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防 条第2項第1号 火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構 造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体 都規則第141号第38 制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであるこ 条第2項第2号 と。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有す 都規則第141号第38 る避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、 条第2項第3号 かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員する こと等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであるこ (3) ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障す 施行要領第3の8の4

 $\mathcal{O}(3)$ 

る居室(個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共

同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、

こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユ ニット)を単位として構成し、運営しているか。 なお、利用者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常 | 施行要領第3の8の4 生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流し  $\mathcal{O}(3)(4)$ たり、多数の利用者が集まったりすることができる場所を設ける ことが望ましい。 都条例第111号第170 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる①~ ⑦の設備を設けるとともに指定短期入所生活介護を提供するた 条第3項・第4項 めに必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 また、それぞれの基準を満たしているか。 ① ユニット ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活 | 施行要領第3の8の4 に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特  $\mathcal{O}(3)(5)$ 徴を踏まえたものでなっているか。 イ 居室 (1) 1の居室の定員は1人とすること。 都条例第111号第170 ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と 条第4項第1号 認められる場合は、2人とすることができる。 (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ 都条例第111号第170 ットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。 条第4項第2号 また、1つのユニットの利用定員は、原則として12人以 下としているか。ただし、利用者の処遇に支障がないと認め られる場合は、15人以下とすることができる。 (3) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 m<sup>2</sup>以上とすること。 都条例第111号第170 条第4項第3号 (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十 都条例第111号第170 分考慮すること。 条第4項第4号 口 共同生活室 (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利 都規則第141号第38 用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさ 条第5項第1号イ(1) わしい形状を有すること。 (2) 床面積は、2 ㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用 | 都規則第141号第38

定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 条第5項第1号イ  $(2) \cdot (3)$ (3) 必要な設備及び備品を備えること。 ハ 洗面設備 都規則第141号第38 各居室又は各共同生活室に適当数設け、要介護者の使用に 条第5項第1号口 適したものとすること。 ニ 便所 各居室又は各共同生活室に適当数設け、要介護者の使用に 都規則第141号第38 適したものとすること。 条第5項第1号ハ ② 浴室 都規則第141号第38 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 ③ 医務室 条第5項第2号 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有す 施行要領第3の8の2  $\mathcal{O}(10)$ れば足りるものであること。 また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設け | 施行要領第3の8の2 る場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を  $\mathcal{O}(11)$ 隔てて設けるものとする。 ⑦ 介護材料室 ※ ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、都条例第111号第170 当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介 条第3項 護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当 該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入 所生活介護事業所の利用者のサービスの提供に支障がないと きは、②~⑦の設備を、設けないことができる。 (5) 上記(1)~(4)のほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所 都条例第111号第170 の構造設備は次の基準を満たしているか。 条第5項 ① 廊下の幅は、1.5m以上(中廊下にあっては1.8m以上)とする こと。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定

短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張する

ことにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じない と認められる場合は、この限りでない。

- ② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設ける
- ③ 階段の傾斜を緩やかにすること。
- ④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるこ と。
- ⑤ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾 斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、こ の限りでない。
- ※ ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介 護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニ ット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防 短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合は、都条例第112号第153条第1項から第5項 までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)か ら(5)の基準を満たしているとみなすことができる。

都条例第111号第170 条第6項

第4 運営に関する基準 1 管理者の 音務

- (1) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業 都条例第111号第180 者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、 ★ (第51条第1項準 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。
- (2) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業 都条例第111号第180 者に、都条例第111号の「第9章第4節 運営に関する基準」を導「条(第51条第2項準 守させるため必要な指揮命令を行っているか。

用)

2 運営規程

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の | 都条例第111号第172 | ・運営規程 運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③利用定員

- 重要事項説明書
- ・ 指定申請書及び変更届控

- ④ユニットの数及び各ユニットの利用定員
- ⑤指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の送迎の実施地域

(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短 期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。)

- ⑦指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他運営に関する重要事項

### 3 勤務体制の確保等

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適 都条例第111号第173 ・運営規程 切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、各ユニット型指定 短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務の体制を定めて いるか。
- (2) (1) の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の①~③ に定める職員配置を行っているか。
- ① 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を 配置すること。
- ②夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護 職員を配置すること。
- ③各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定 都条例第111号第173 短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所 生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活 介護を提供しているか。

ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさないユニット型指定 短期入所者生活介護については、この限りでない。

(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型短期入 都条例第111号第173 ・研修計画、実施記録 所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保してい るか。また、全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援

条第1項

- 就業規則
- 勤務表

・雇用の形態(常勤・非常勤)がわ

都条例第111号第173 かる文書 条第2項

都規則第141号第40 るもの)

勤務実績表(勤務実績が確認でき

条第3項

条第4項

専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメントの防止ための雇用管理上の措置)	条第5項 都条例第111号第173	・事業主の方針及び相談に応じる体制が分かる書類等
4 業務継続計画の策定等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	条(第11条の2第1項	• 業務継続計画
<ul><li>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</li><li>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</li></ul>	条(第11条の2第2項 準用) 都条例第111号第180	
5 対象者等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業	条(第152条第1項準 用)	

者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始 前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又 は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。

条(第152条第2項準 用)

### 6 内容及び手続の説明及び同意

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族 に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者等の勤務体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重 要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び 利用期間について利用申込者の同意を得ているか。
- (2) 都条例第第111号第153条第1項は、ユニット型指定短期入所生 | 施行要領第3の8の3 活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提 供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又 はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所 の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発 生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の 実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機 関の名称、評価結果の開示状況) 等の利用申込者がサービスを選 択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパ ンフレット等(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、 他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パン フレット等について、一体的に作成することは差し支えないもの とする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所 から指定短期入所生活介護の提供を受けること(サービスの内容 及び利用機関等を含む)につき同意を得なければならないことと したものである。なお、当該同意については、利用者及びユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面に よって確認することが望ましいものである。

### 都条例第111号第180 • 運営規程 条 (第153条準用)

- ・重要事項説明書(利用者又は家族 の署名、その他同意が確認できる書 類)
- 利用契約書(利用者又は家族の署 名、その他同意が確認できる書類)

 $\mathcal{O}(3)$ 

### 7 提供拒否の禁止

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指 都条例第111号第180 ·利用申込受付簿等

	1	
定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。	条(第13条準用)	
8 サービス提供困難時の対応 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指 定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、 利用申込者に対し自ら必要な指定短期入所生活介護を提供するこ とが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護 支援事業者への連絡、他のユニット型指定短期入所生活介護事業 者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第180 条(第14条準用)	・居宅介護支援事業者へ連絡をした ことがわかる書類等 ・サービス提供依頼書等
9 受給資格等の確認 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。	都条例第111号第180 条(第15条準用)	・利用者に関する記録 (被保険者証の写等)
10 要介護認定の申請に係る援助 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。	条 (第16条第1項準用) 都条例第111号第180	・利用者に関する記録

### 11 心身の状況等の把握

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を 通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてい るか。

# 条(第17条準用)

- |都条例第111号第180|・利用者に関する記録
  - ・サービス担当者会議の記録等

### 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護の提供の開始に際して、利用申込者が法施行規則第64条各号 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に 対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する 旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を 法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨 を説明、居宅介護支援事業者に関する情報を提供その他の法定代 理受領サービスの提供に必要な援助を行っているか。

### 都条例第111号第180 ・利用者の届出書控等 条(第19条準用)

- ・居宅サービス計画書

### 13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画 | 都条例第111号第180 | ・居宅サービス計画書 が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介 護を提供しているか。

# 条 (第20条準用)

- 短期入所生活介護計画書
- ・サービス提供記録等

### 14 サービスの提供の記録

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び 内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定 により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額 その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載 した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記 録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付

### 都条例第111号第180 ・サービス提供記録 条 (第23条第1項準 │・業務日誌

用)

- - 送迎記録
  - ・サービス提供票、サービス提供票 別表等

都条例第111号第180 条 (第23条第2項準

その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提 供しているか。

### 15 利用料等の受領

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サー ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者 から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅 介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活 介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得 た額の支払を受けているか。
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サー ビスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者 から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居 宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないよ うにしているか。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定め る場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者から受 けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていない カシ。
- ① 食事の提供に要する費用
- ② 滞在に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必 要となる費用
- ⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- ⑥ 理美容に要する費用
- ⑦ ①~⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるも のに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが 適当と認められるもの
- ※①~④に掲げる費用の額については、別に厚生労働大臣が定める

条第1項

- 都条例第111号第174 ・サービス提供票、サービス提供票 別表等
  - 介護給付費明細書
  - 請求書
  - 領収書

都条例第111号第174 条第2項

都条例第111号第174 条第3項 都規則第141号第41 条の第1項 施行要領第3の8の3  $\mathcal{O}(4)\mathcal{O}(2)$ 

ところにより取り扱うこと。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に規定する費 都条例第111号第174 用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者 条第4項 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書 都規則第141号第41 条の第2項 を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 また、(3)の①~④に掲げる費用の額については、文書により 同意を得ているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 法第41条第8項 介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受 ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則 第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の 法施行規則第65条 規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活 介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額の うち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に 要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護 に要した費用の額とする。) に係るもの及びその他の費用の額を 区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別 の費用ごとに区分して記載しているか。 16 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サー | 都条例第111号第180 | ・サービス提供証明書控 ビスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を 条(第25条準用) (介護給付明細書代用可) 受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その 他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に対して交付しているか。

### 17 指定短期入所生活介護の取扱方針

(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ 都条例第111号第175 ・短期入所生活介護計画書 て、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を

条第1項

営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動 について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支 援するものとして行っているか。

- (2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれ ぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っ ているか。
- (3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配 慮して行っているか。
- (4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援する ことを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止 に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、 適切に行っているか。
- (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者 又はその家族に対し、指定短期入所者生活介護の提供方法等に ついて、説明を行っているか。
- (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受 ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊 急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。
- (7) 身体的拘束等を行う際の判断体制の整備及び「切迫性」「非代 替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の 確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか。
- (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行 う場合には、その熊様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。
- (9) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適 正化を図るため、以下の措置を講じているか。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3

都条例第111号第175 条第2項

都条例第111号第175 条第3項 都条例第111号第175 条第4項

都条例第111号第175 条第5項

都条例第111号第175 条第6項

手引き 平成13年老 関する説明書 東ゼロ作戦 の推進 録 について)

条第7項

条第8項

- 「身体拘束ゼロへの」・本人又は家族への身体的拘束等に
- 発第155号(「身体拘」・緊急やむを得ない場合の検討の記
- 緊急やむを得ない身体拘束に関す 都条例第111号第175 る経過観察、再検討記録
  - ・身体拘束等の熊様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由の記録
- 都条例第111号第175 ・身体拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会等の記録
- 都規則第141号41条 ・身体拘束等の適正化のための指針
  - ・身体拘束等の適正化のための研修

月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた めの研修を定期的に実施すること
- (10) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短 期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っている か。

条第9項

都条例第111号第175

### 18 短期入所生活介護計画の作成

(1) 管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定され る利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれ ている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前か ら終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活 介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指 定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な 指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計 画を作成しているか。

この場合において、既に居宅サービス計画が作成されていると きは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。

- (2) 短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成さ れた場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿 ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。
- (3) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短 期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対し て説明し、当該利用者の同意を得ているか。
- (4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期 入所生活介護計画を利用者に交付しているか。
- (5) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画 を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護 状況に合わせて作成しているか。
- (6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期

都条例第111号第180 ・居宅サービス計画書

の記録

用)

 $\mathcal{O}(6)\mathcal{O}(1)$ 

- 条 (第156条第1項準 ・短期入所生活介護計画書 (利用者 又は家族の署名、その他同意が確認 施行要領第3の8の3 できる書類等)
  - ・アセスメントシート
  - モニタリングシート

施行要領第3の8の3  $\mathcal{O}(6)\mathcal{O}(2)$ 

都条例第111号第180 条(第156条第2項準 用)

都条例第111号第180 条(第156条第3項準

施行要領第3の8の3  $\mathcal{O}(6)\mathcal{O}(4)$ 

施行要領第3の8の3

入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指 の(6)の⑤ 定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提出の求め があった際には、当該短期入所生活介護計画を提出することに協 力するよう努めているか。 19 介護 (1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築 都条例第111号第176 ・サービス提供記録 き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身 条第1項 • 業務日誌等 の状況等に応じ、必要な技術をもって行っているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活 | 都条例第111号第176 における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれ 条第2項 の役割を持って行うよう支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清 都条例第111号第176 潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用 条第3項 者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入 浴の機会の提供に代えることができるが、適切に行っているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状 都条例第111号第176 況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、お 条第4項 むつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えて いるか。 都条例第111号第176 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)~(4)に定める ほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為 条第5項 を適切に支援しているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介 都条例第111号第176 護職員を介護に従事させているか。 条第6項 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利 都条例第111号第176 用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所 条第7項 の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないが受けさ せていないか。

20 食事

(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者	都条例第111号第177	・サービス提供記録
の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	条第1項	• 業務日誌等
(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状	都条例第111号第177	
況に応じ、食事の自立について必要な支援を行っているか。	条第2項	
(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣	都条例第111号第177	
を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその	条第3項	
心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができる		
よう必要な時間を確保しているか。		
(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社	都条例第111号第177	
会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、	条第4項	
共同生活室で食事を行うことを支援しているか。		
5		
21 機能訓練	Late for heal father It hake	)
ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況があればない。		
況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能 の77. 第7.1 2014年 のようの様性ではなっている。	条(第159条準用)	• 業務日誌等
の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。		
22 健康管理		
	都条例第111号第180	・サービス提供記録
は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な		・業務日誌等
措置を講じているか。	木 (知100木平川)	未4万日10分
担臣を聯ひてたるが。		
23 相談及び援助		
ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身	都条例第111号第180	<ul><li>サービス提供記録</li></ul>
の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はそ		• 業務日誌等
の家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他	214 214 1 7147	7.1324 · PE 14
の援助を行っているか。		
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
24 その他のサービスの提供		
(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応	都条例第111号第178	・サービス提供記録
じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、	条第1項	・業務日誌等
利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。		

(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族 都条例第111号第178 との連携を図るよう努めているか。 条第2項 25 利用者に関する区市町村への通知 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理 | 都条例第111号第180 |・区市町村に送付した通知に係る記 由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないこ 条 (第30条準用) とにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けよ うとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通 知しているか。 26 緊急時等の対応 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活 | 都条例第111号第180 | ・緊急時対応マニュアル 介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場 条 (第163条準用) ・サービス提供記録等 合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニ ット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への 連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 27 定員の遵守 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利 都条例第111号第179 ・利用者名簿 用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用 • 業務日誌等 都規則第141号第42 ・国保連への請求書控え 者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 条第2号 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、こ • 送迎記録 の限りでない。 28 衛生管理等 都条例第111号第180 ・衛生管理に関するマニュアル等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 条(第167条、第109 管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 条第1項準用) (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短 都条例第111号第180 ・委員会等の記録 期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しな 条 (第167条、第109 ・指針

条第2項準用)

・研修及び訓練実施記録

いように次に掲げる措置を講じているか。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するため の感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上 条(第19条の2準用) 開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知す ること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施すること。

### 29 非常災害対策

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する 都条例第111号第180 ・非常災害に関する具体的な計画(消 具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及 条 (第167条、第110 防計画及び風水害、地震等の災害に び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知すると 条第1項準用) ともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 地域住民等との連携に努めているか。
- (2) 都条例第111号第110条は、ユニット型指定短期入所生活介護事 都条例第111号第180 ・消防署への届出 業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関へ 条 (第167条、第110 の通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万 条第2項準用) 全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への 施行要領第3の8の4 通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機の(11)(第3の6の3 関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとと の(7) 準用) もに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に 消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることと したものである。

なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則 第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風 水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8 条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型 指定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるもの とする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされてい

都規則第141号第43

- 対応するための計画)
- 運営規程
- ・ 避難訓練の記録
- 涌報、連絡体制

るユニット型指定短期入所生活介護事業所においても、防火管 理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹 立等の業務を行わせるものとする。

### (耐震措置)

(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件(※) を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐 震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に 報告しているか。

### \*一定要件

階数2及び延床面積5,000m<sup>2</sup>以上の社会福祉施設等もしくは階数 2及び延床面積1,500㎡以上の保育所

(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基 準法の耐震関係規定に適合しない建築物 (既存耐震不適格建築物) の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努 めているか。

### 30 掲示

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短 期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニ ット型短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してい るか。
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を指 定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自 由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えること ができる。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重 要事項をウェブサイトに掲載しているか。

### 31 秘密保持等

(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理 | 都条例第111号第180 |・従業員の秘密保持誓約書 由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし

建築物の耐震改修の 促進に関する法律附 則第3条、同法律第 5条第3項第1号 建築物の耐震改修の 促進に関する法律施 行令附則第2条、同 施行令第3条 建築物の耐震改修の 促進に関する法律第 16条第1項、第5条 第3項第1号 建築物の耐震改修の 促進に関する法律施 行令第3条

都条例第111号第180 · 掲示物等 条 (第167条、第33 条第1項準用)

都条例第111号第180 条 (第167条、第33

条第2項準用)

都条例第111号第180 条 (第167条、第33 条第3項準用)

条(第167条、第34

短期入所生活介護(ユニット型)-21

ていないか。

- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者 が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会 議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利 用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては 当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

# 条第1項準用) 都条例第111号第180 条(第167条、第34 条第2項準用) 条第3項準用)

都条例第111号第180 ・個人情報同意書(利用者又は家族 条 (第167条、第34 の署名、その他同意が確認できる書

### 32 広告

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短 期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚 偽又は誇大なものになってはいないか。

|33||居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業 | 都条例第111号第180 者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービス を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供 与していないか。

34 苦情処理

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家 族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に 対応するために、窓口を設置その他必要な措置を講じているか。
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け 付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの 質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の 内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってい るか。

条 (第167条、第35 ・ホームページ等 条準用)

都条例第111号第180 · パンフレット、チラシ等

条(第167条、第36 条準用)

都条例第111号第180 ・苦情の受付簿 条第1項準用) 都条例第111号第180 • 重要事項説明書

条 (第167条、第37

条第2項準用) 施行要領第3の8の 4 の(11) (施行要領 第3の8の3の(18)、 第3の1の3の(28) の②準用)

- 条(第167条、第37 ・ 苦情者への対応記録
  - ・苦情対応マニュアル

(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期 入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が 行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市 町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。

また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力 し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又 は助言に従って必要な改善を行っているか。

この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、 当該改善の内容を報告しているか。

(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期 入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団 体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力する とともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又 は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行っているか。

この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めが あったときは、当該改善の内容を報告しているか。

### 35 地域等との連携

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 都条例第111号第180 介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等に より地域との交流に努めているか。

### 36 地域との連携等

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活 | 都条例第111号第180 介護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に 関する事業に協力するように努めているか。

### |37 事故発生時の対応

(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指 | 都条例第111号第180 |・事故対応マニュアル 定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やか │条(第167条、第39 │・事故の状況及び事故に際して採っ

都条例第111号第180 条 (第167条、第37 条第3項準用)

都条例第111号第180 条 (第167条、第37 条第4項準用)

条(第165条準用)

条(第167条、第38 条準用 (第2項を除 < ))

に区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援 事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置につい て記録その他必要な措置を講じているか。

- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指 定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行っているか。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際に はその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。

### 38 虐待の防止

ユニット型指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を 防止するため、次に掲げる措置を講じているか。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開 催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者 に十分に周知すること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定 期的に実施すること。
- ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ

### 39 会計の区分

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定 | 都条例第111号第180 |・会計関係書類 短期入所生活介護事業所において経理を区分するとともに、指定 短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分し ているか。
- (2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10日老計 施行要領第3の8の 第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いにつ 4 の(11) (第3の1 いて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象」の3(32) 準用) 事業における会計の区分について」により、適切に行われている か。

条第1項準用)

条第2項準用)

た措置(区市町村、家族、介護支援 専門員への報告を含む)の記録

- 再発防止策の検討の記録
- |都条例第111号第180|・ヒヤリハットの記録|

条の2準用) 都規則第141号第43 記録 条 (第37条、第4条の 3準用)

条(第167条、第39

施行要領第3の8の4

の(11) (第3の1の3 の(30)③準用)

- 都条例第111号第180 ・虐待防止委員会等の記録
- 条(第167条、第39 ・虐待の防止のための指針
  - ・虐待の防止のための研修の実施

条 (第167条、第40 条準用)

### 40 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会の設置

指定短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービス 都条例第 111 号第 の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るた め、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催してい るか。(令和9年3月31日までの間は努力義務)

180条(第165条の2

### 41 記録の整備

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備 都条例第111号第180 ・従業者、設備、備品及び会計に関 品及び会計に関する記録を整備しているか。
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指 | 都条例第111号第180 |・サービスの提供の記録等 定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、そ 条(第166条2項準用) の契約の終了日から2年間保存しているか。
- ① 短期入所生活介護計画
- ② 都条例第111号第167条において準用する第23条第2項の規定 による提供したサービスの具体的な内容等の記録
- ③ 都条例第111号第155条第5項の規定による身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由の記録
- ④ 都条例第111号第167条において準用する第30条の規定による 区市町村への通知に係る記録
- ⑤ 都条例第111号第167条において準用する第37条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
- ⑥ 都条例第111号第167条において準用する第39条第1項の規定 による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 録

### 42 その他

(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、 | 平成 28 年 9 月 15 日 | ・避難確保計画 必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係 │付老高発 0915 第1 │・訓練記録

条(第166条1項準用) する記録等

	者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	号 水防法第15条の3第1 項、第2項 水防法第15条の3第5 項	
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) ユニット型指定短期入所者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) ユニット型指定短期入所者生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項 法第75条第2項	・指定申請書及び変更届控
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。 (2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第41条第4項 平12厚告19の別表の 8 平12老企39 平12厚告19の2 平12厚告19の3	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービス提供証明書 (「短期入所生活介護サービスコード表」参照) ・加算体制届出 (以下同じ)
	2 算定の区分等		

- (1) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基 準」の9のハに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生」のロの注1 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準1の一 のイ、口を満たすものとして知事に届け出たユニット型指定短期 入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場 合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚労告第96号「厚 生労働大臣が定める施設基準」の10に掲げる区分に従い、利用者 の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定している か。
- (2) (1) について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を 満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を 算定しているか。
- (3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年 厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及 び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三 に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が 定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに 通所介護費等の算定方法」の三により算定しているか。

### 3 ユニット型短期入所生活介護の施設基準減算

ユニット型短期入所生活介護費について、平27年厚労告第96号 平12厚告19別表の8 「厚生労働大臣が定める施設基準」の11(次の①②)を満たさな の口の注2 い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を 算定しているか。

- ①日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は 看護職員を配置すること。
- ②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

### 4 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正 ▼12厚告19別表の8 ・身体拘束等の適正化のための対策 化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、の口の注3 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘 | 平27厚労告95の34の |・身体拘束等の適正化のための指針

平27厚労告96の11

平12厚告19別表の8

- を検討する委員会等の記録

短期入所生活介護(ユニット型)-27

東等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じ 3の2 た場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算しているか。

# 5 高齢者虐待防止措置未実施減算

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 平12厚告19別表の8 していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢 の口の注4 者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者 平27厚労告95の34の ・ 高齢者虐待防止のための指針 虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実 3の3 が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算しているか。

### 6 業務継続計画未策定減算

業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を ▼12厚告19別表の8 ▼ 講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算しているか。

### 7 生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事 に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携 により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓 練計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い(1)について は、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した 場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1 月につき、所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算 は算定しない。また、9の個別機能訓練加算を算定している場合 は、(1)は算定せず、(2)は1月につき所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算(I)
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
- ※別に厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。

・身体拘束等の適正化のための研修 の記録

- ・高齢者虐待防止のための対策を検 討する委員会等の記録
- ・ 高齢者虐待防止のための研修の記

のロの注5

平27厚労告95の34の  $3\mathcal{O}4$ 

平12厚告19別表の8 のロの注8 平27厚労告95の34の

- 業務継続計画
- ・業務継続計画に関する研修の記録

- イ 生活機能向上連携加算(I)のみ
- ①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテ ーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」 という。)の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所 の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況等の評価及び個 別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)のみ
- ①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテ ーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該 指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練 指導員等と共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能 訓練計画の作成を行っていること。
- ハ 生活機能向上連携加算(I)(II)共通
- ①個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向 上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、 利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているこ
- ②イ、ロの①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓 練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応 じて訓練内容等の見直し等を行っていること。

### 8 機能訓練指導員に係る加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業 平12厚告19別表の8 療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサー ジ指圧師、はり師又はきゅう師(理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練 指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」 という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓

のロの注9

練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、 かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換 算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)とし て知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所につい ては、1日につき所定単位数に加算しているか。

### 9 個別機能訓練加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知 事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護の利用者に対し て、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1 日につき所定単位数に加算しているか。

平12厚告19別表の8 のロの注10 平27厚労告95の36

### 10 看護体制加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 平12厚告19別表の8 知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所について | の口の注11 は、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加 算しているか。

ただし、看護体制加算(I)を算定している場合は、看護体制 加算(Ⅲ)イ又は口を算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定して いる場合は、看護体制加算(IV)イ又は口を算定しない。

※厚生労働大臣が定める施設基準

(1) 看護体制加算(I)

次に掲げる基準に適合すること。

- ① 常勤の看護師を1名以上配置していること。
- ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- (2) 看護体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準に適合すること。

- ① 当該事業所の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の 数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ② 当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは 訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の 連絡体制を確保していること。

平27厚労告96の12

- ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- (3) 看護体制加算(Ⅲ)イ

次に掲げる基準に適合すること。

- ① 利用定員が29人以下であること。
- ② ユニット型指定短期入所生活介護事業所における算定日 が属する度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用 者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介 護5である者の占める割合が100分の70以上であること。
- ③ (1) ①及び②に該当するものであること。
- (4) 看護体制加算(Ⅲ)口

次に掲げる基準に適合すること。

- ① 利用定員が30人以上50人以下であること。
- ② (3) ②及び③に該当するものであること。
- (5) 看護体制加算(IV)イ

次に掲げる基準に適合すること。

- ① (2) ①から③まで並びに(3) ①及び②に該当するものであ ること。
- (6) 看護体制加算 (IV) 口

次に掲げる基準に適合すること。

① (2) ①から③まで、(3) ②及び(4) ①に該当するものであ ること。

### 11 医療連携強化加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 平12厚告19別表の8 都知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所におい の口の注12 て、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入平27厚労告95の37 所生活介護を行った場合は、医療連携加算として、1日につき所定 平27厚労告94の20 単位数に加算しているか。

ただし、24の在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算 定しない。

### 12 看取り連携体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事 | 平12厚告19別表の8 に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、別に 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期に おけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下 2 について、7日を限度として、1日につき所定単位数に加算してい るか。

のロの注13 平27厚労告95の37の

※別に厚生労働大臣が定める基準

- (1)次のいずれかに適合すること
- ①看護体制加算(Ⅱ)又は(IV) イ若しくは口を算定しているこ ے ح
- ② 看護体制加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) イ若しくはロを算定しており、 かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は 病院、診療所、指定訪問看護ステーション若しくは本体施設の看 護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保しているこ と。
- (2) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又は その家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得て いること。

### 13 夜勤職員配置加算

別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関す る基準(夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1以上 の口の注14 上回っている場合)を満たすものとして知事に届け出たユニッ ト型指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げ る区分に従い、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

平12厚告19別表の8 平12厚告29の1のハ

- (1) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)
- (2) 夜勤職員配置加算(IV)

### 14 認知症行動·心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生 平 12 厚告 19 別表の

活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが 8 の口の注 15 適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った 場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日に つき所定単位数に加算しているか。 15 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準(受け入れた若年性認知症利用 平12厚告19別表の8 者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに の口の注16 個別の担当者を定めていること。) に適合しているものとして知 平27厚労告95の18 事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、 若年性認知症利用者に対して、ユニット型指定短期入所生活介護 を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき 所定単位数に加算しているか。 ただし、14の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定してい る場合は、算定しない。 16 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと | 平12厚告19別表の8 が必要と認められる利用者に対して、その居宅とユニット型指定 の口の注17 短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 所定単位数に加算しているか。 17 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護 | 平12厚告19別表の8 費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定し のロの注18 ているか。 平27厚労告96の13 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(居室の面積が10.65㎡以

下) に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者

### 18 緊急短期入所受入加算

別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において 平12厚告19別表の8 計画的に行うこととなっていないユニット型指定短期入所生活介 の口の注19 護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日か 平27厚労告94の21 ら起算して7日(利用者の日常の世話を行う家族の疾病等やむを得 ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき所定単 位数に加算することができるものであるが、適正になされている カシ

ただし、14 の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定してい る場合は、算定しない。

### 19 連続して30日を超える日以降のユニット型短期入所生活介護費の 算定

利用者が連続して30日を超えてユニット型指定短期入所生活介 護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けたユ ニット型指定短期入所生活介護については、ユニット型短期入所 生活介護費は、算定していないか。

平12厚告19別表の8 のロの注21

### 20 連続して30日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事 業所に入所している場合のユニット型短期入所生活介護費の算定

連続して30日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護 事業所に入所している場合であって、ユニット型指定短期入所生 活介護を受けている利用者に対してユニット型指定短期入所生活 介護を行った場合は1日に所定単位数から減算しているか。ただ し、20を算定している場合は、算定しない。

平12厚告19別表の8 のロの注22 平27厚労告94の22

21 連続して60日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事 業所に入所している場合のユニット型短期入所生活介護費の算定

連続して60日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護 事業所に入所している場合であって、ユニット型指定短期入所生

平12厚告19別表の8 のロの注23

活介護を受けている利用者に対してユニット型指定短期入所生 活介護を行った場合は、2の算定の区分等の規定にかかわらず、 次に掲げる場合の区分に従い、所定単位数を算定しているか。

単独型ユニット型短期入所生活介護を算定すべきユニット型指 定短期入所生活介護を行った場合

イ 要介護1

ロ 要介護2

ハ 要介護3

二 要介護4

ホ 要介護 5

### 22 口腔連携強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事 | 平12厚告19別表の8 に対し届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者 が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意 | 平27厚労告95の34の を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果 6 の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に 限り所定単位数を加算しているか。

※厚生労働大臣が定める基準

イ 指定短期入所生活介護事業所の従業者が利用者の口腔の健 康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数の区分番 号COOOに掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医 療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相 談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ次のいずれにも該当しないこと。

- (1)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、 栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加 算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加 算を算定していること。
- (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療 養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管 理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業

平27厚労告94の22  $\mathcal{O}$ 2

のハの注

所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定 していること。

(3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者 について、口腔連携強化加算を算定していること。

### 23 療養食加算

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出 | 平12厚告19別表の8 て当該基準による食事の提供を行うユニット型指定短期入所生活「のニの注 介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(疾病治療の直 平27厚労告94の23 接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な 栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、 貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な場合の検査 食)を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数 に加算しているか。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されてい ること。

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容 の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準(定員超過 利用・人員基準欠如に該当していないこと。) に適合するユ ニット型指定短期入所生活介護事業所において行われている こと。

### 24 在宅中重度者受入加算

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者 平12厚告19別表の8 が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健一のホの注 康上の管理等を行わせた場合は、1日につき所定単位数を加算して いるか。

イ 看護体制加算(I)又は(III) イ若しくは口を算定してい る場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくは口を算定 していない場合に限る。)

ロ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ) イ若しくは口を算定してい

平27厚労告95の35

る場合(看護体制加算(I)又は(Ⅲ) イ若しくはロを算定していない場合に限る。)

- ハ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合
- ニ 看護体制加算を算定していない場合

### |25 認知症専門ケア加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### ※厚生労働大臣が定める基準

イ 認知症専門ケア加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

平12厚告19別表の8 のへの注 平成27厚労告95の3 の5

- ③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催して いること。
- ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① イの基準のいずれにも適合すること。
- ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短 期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介 護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生 活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める 者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケ アの指導等を実施していること。
- ③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知 症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実 施又は実施を予定していること。

### 26 生産性向上推進体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事 | 平12 厚告19 別表の に対し届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、8のトの注 利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護を行った場合は、「平27厚労告95の37の 当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算している 3 か。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生產性向上推進体制加算(I)
- (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
- ※厚生労働大臣が定める基準
  - イ 生産性向上推進体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲 げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定

期的に確認していること。

一業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機 器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者 の安全及びケアの質の確保

- 口職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- 三介護機器の定期的な点検

四業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るため の職員研修

- (2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケア の質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業 務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な 検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当 該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生 労働省に提出すること。
- 口 生產性向上推進体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)イ(1)に適合していること。
- (2)介護機器を活用していること。
- (3)事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労 働省に報告すること。

### 27 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事 | 平12厚告19別表の8 に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に「のチの注 対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区 平 27 厚労告 95 の 38 分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

### 28 介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の | 平 12 厚告 19 別表の |・介護職員等処遇改善計画書 改善等を実施しているものとして知事に届け出たユニット型指定 8のリの注 短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護 を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数 を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加 算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定 しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

※別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護職員等処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。) 改善(以下 「賃金改善」という。) について、次に掲げる基準のいずれにも 適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴 う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以 下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃 金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を 講じていること。

(一) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が仮に介護職 員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込

- 給与明細等

平 27 厚労告 95 の 39

- まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
- (二) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。) のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。) を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。
- (4) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - → 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
  - □□□の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周

知していること。

- 三 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計 画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- 四 巨について、全ての介護職員に周知していること。
- 田 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又 は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けて いること。
- (対) 国について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知して いること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内 容(賃金改善に関するものを除く。) 及び当該職員の処遇改善 に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他 の適切な方法により公表していること。
- (10) ユニット型短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強 化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。
- 口 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合するこ と。

二 介護職員等処遇改善加算(IV)

イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から四まで及び(8)に掲げる基準の いずれにも適合すること。

|29||定員超過利用に係る減算

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利 | 平12老企第40号第2 用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて の2の(2) 得た単位数を算定しているか。

30 ユニットにおける職員に係る減算

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基 平12老企第40号第2

準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において 基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に 満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員につい て、所定単位数を減算しているか。 ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を 除く。	の2の (5)	

### 〈参考〉

### (注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	$\Rightarrow$	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	$\Rightarrow$	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	$\Rightarrow$	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	$\Rightarrow$	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	$\Rightarrow$	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	$\Rightarrow$	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス	<) ⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25 年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	$\Rightarrow$	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	$\Rightarrow$	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	$\Rightarrow$	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	$\Rightarrow$	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	$\Rightarrow$	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	$\Rightarrow$	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及 び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36 号)
平12老企第39号	$\Rightarrow$	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	$\Rightarrow$	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施 設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24·老健9	$3 \Rightarrow$	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	$\Rightarrow$	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18月	$\frac{1}{r} \Rightarrow$	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	$rac{1}{2} \Rightarrow$	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第1185	$rac{1}{2} \Rightarrow$	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第 0317001号・老振発第 0317001号・老老発第 0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発 第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

平24厚労告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)

平30厚労告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)